

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
1. グリーンイノベーション分野									
①	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)	一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。	平成22年度 中措置	国土交通 省	「河川法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第8号)にて実施済み(平成23年3月1日施行)。		○		
		慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、②慣行水利権はそのまま、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者へ通知する。	平成22年度 中措置	国土交通 省	「従属発電等のための水利使用の許可手続について」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。		○		
		水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月、各地方整備局長が行うものにあつては5ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度 中措置	国土交通 省	「従属発電等のための水利使用の許可手続について」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。		○		
②	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年度 中措置	農林水産 省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-5を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)				
③	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)	風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。	平成22年度 中検討	国土交通 省	平成22年度中に事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得たため、現段階では見直しを行わないこととしたが、引き続き、事業者との間で協議を進めている。		△	○引き続き検討の行方をフォローする必要がある。 ○「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)参照。	
		大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度 中措置	国土交通 省	平成23年3月25日に、事務連絡「風力発電機の大規模認定の審査にかかる標準期間について」により、大臣認定に係る標準期間(実績)は約1カ月であること、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示することを指定性能評価機関に周知したところ。		○		
④	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4m以下で屋内的用途が発生していないものにあつては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。	平成22年度 中措置	国土交通 省	平成23年3月25日に「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4936号)を发出し、土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を屋内的用途に供しないなど、建築物に該当しないものとして扱う対象の要件等を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		○		
		4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令が必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。	平成22年度 中検討、結論 を得次第措置	国土交通 省、経済 産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」別表1-3を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑤a	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○地熱発電	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-4を参照。 (「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				
		掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。	平成22年度中措置		閣議決定の内容について、平成22年8月23日に各都道府県あて文書により通知(「温泉法に基づく掘削の許可の申請等に当たり既存源泉の所有者等の同意書を求める方式の取扱いについて」)するとともに、都道府県が出席する会議においても周知しており、措置済みである。		○		
		地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするるとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。	平成23年度検討・結論、結論を得次第措置		国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて、地熱発電施設を6箇所に限定するという通知を見直し、新たな通知を発出したことにより措置済みである。(平成24年3月27日環境省自然環境局長通知)		○		
⑤b	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○風力発電	自然公園法施行規則第11条第11項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。	平成22年度中措置	環境省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。				
⑤c	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○共通	再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	平成22年度に再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を実施して、風力発電及び地熱発電の設置に関連して立地上の制約となる法令に関する情報等を収集し、開発不可地域を除外した「導入ポテンシャル」及び事業採算性を考慮した「シナリオ別導入可能量」を推計した。調査報告書を平成23年4月21日に、その地図情報を「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」( <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/rep/">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/rep/</a> )として平成23年5月31日に、それぞれ環境省のウェブサイト公表した。平成23年度は、これらの成果を踏まえつつ、エネルギー資源量(賦存状況)と導入に関連する自然・社会条件をマップ化した、ゾーニング情報の整備を進めており、その成果は平成24年度の早い時期に公表する予定。			○引き続きゾーニング情報の整備状況をフォローする必要がある。	△
		国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置		平成22年4月1日の改正自然公園法施行時において通知(「国立公園の許可、届出等の取扱要領」)を发出し周知済みであるが、平成22年10月1日にも再度周知を行った。		○		
⑥	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO <sub>2</sub> 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO <sub>2</sub> 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。	平成22年度中に検討・結論	経済産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-5を参照。 (「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑦	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。	平成22年度中措置	経済産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」別表1-15を参照。 (「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒し)  高圧ガス保安法に基づく許可により必要な安全性が確保され、騒音対策など、周辺市街地環境への配慮がなされた水素スタンドについて、建築基準法第48条に基づく例外許可にかかる技術的助言を发出した。(水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助言を円滑に運用出来るように技術的助言发出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を継続的に行っているところ。		○		
		例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。	例示基準策定後、速やかに措置	国土交通省					
		平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。	平成22年中措置	総務省、経済産業省、国土交通省					
⑧	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和	高速通信が可能となる2MHz～30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論	総務省	PLCの屋外利用について、平成23年2月に情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会に高速電力線搬送通信設備作業班を設置し、無線システムへの影響等の検証・検討を進めてきた結果、屋内利用と同様に伝導妨害波が一定の許容値以下であれば規制緩和を行うべきとの結論を得た。加えて、平成24年1月以降に提出された日本天文学会等からの要望を踏まえ、漏えい電磁界に関するシミュレーション等を追加し、平成24年度の早い時期に許容値を定める予定。		△	○高速電力線搬送通信設備作業班が規制緩和の結論を得たことについて評価できる。 ○漏えい電磁界に関するシミュレーション等の追加事項について、引き続き検討の行方をフォローする必要がある。	・PLCの屋外利用について、平成24年1月以降に電波利用環境委員会 高速電力線搬送通信設備作業班に提出された日本天文学会等からの要望を踏まえ、漏えい電磁界に関するシミュレーション等を追加検討し、できる限り早期に結論を得る。
⑨	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る。	平成22年度中に検討・結論	経済産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」別表1-14を参照。 (「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				
⑩	コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善(熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化)	熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管の道路占用許可については、建設省道政発第62号を改めて周知徹底する。また、熱供給事業法に定める熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガスの排出削減を促進する観点から、道路法第32条第1項第2号に規定する占用許可対象物件に該当する旨を文書により周知する。	平成22年度中措置	国土交通省	熱供給導管の道路占用の取扱いについて、平成22年7月14日に各道路管理者へ事務連絡(「位置特定インフラ及び熱供給導管の道路占用の取扱いについて」)を发出し、周知したところ。		○		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑪	国産木材の利用促進(「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論が得られるよう速やかに検討を開始する。	平成22年度以降検討、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論	農林水産省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-7を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				
⑫	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。  現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置  新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論	国土交通省  内閣府、文部科学省(厚生労働省)	実大火災実験による木造3階建ての学校の検証等を実施中。平成25年度まで検討を行った上で、その結果に基づき、必要な規制の見直しを行うこととしている。  (内閣府、文部科学省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。また、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度」に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき平成24年3月、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。幼稚園の基準のあり方については、今後の政省令の検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへ良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行う。		△	○今後の見直し内容をフォローする必要がある  ○国産木材の利用促進に関する検討内容を確認する必要がある。結論が出ていないゆえ、引き続きフォローする必要がある。	
⑬	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省	※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」別表1-8を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				
⑭	木造耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請)の試験方法の一部見直し	外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う。	平成22年度中措置	国土交通省	平成22年度中に、事業者、学識者に対して実施したヒアリングにより得られた意見に加え、木材の耐火性等に関する実験等の経験を踏まえた国土技術政策総合研究所及び(独)建築研究所の研究者の意見も含め、総合的に再検証を実施したところ、現在得られている知見の中では、現行の耐火構造の性能評価試験の試験方法が妥当との結論を得たため、試験方法の見直しを行わないこととした。		◇	○重点フォローアップ項目 ○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○新たな知見が得られるか引き続きフォローする必要がある。	
⑮	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	建築物について、措置の実効力を高める方策を盛り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。	平成23年度中措置	経済産業省、国土交通省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。				

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑬	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討する。	平成22年度 中検討開始、 結論を得次第 措置	環境省	※「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」別表1-6を参照。 (「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				
		使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、検討を行う。	平成22年度 中検討開始、 結論を得次第 措置						

(住宅・土地)

①	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について検討し、結論を得る。	平成22年度 検討・結論	国土交通省	※「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」別表1-1を参照。 (「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				
②	既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し	既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度 検討・結論	国土交通省	既存不適格建築物の増築等の円滑化に向けた構造関係規定の合理化等について、平成23年5月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示(※)を施行したところ。(政令は平成23年3月30日公布、関連の告示は平成23年4月27日公布) ※:鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第432号)、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第433号)		○		
③	建築確認・審査手続きの簡素化	建築確認・審査手続きの簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度 検討・結論	国土交通省	※「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」別表1-2を参照。 (「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒し)				
		また、本年3月に公布された建築確認手続き等の運用改善を着実に施行する。	平成22年6月 措置						

2. ライフイノベーション分野

①	保険外併用療養の範囲拡大	現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結論を得る。具体的には、例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、我が国では未承認又は適応外の医薬品を用いるものの海外では標準的治療として認められている療法、或いは、他に代替治療の存在しない重篤な患者に対する治験中又は臨床研究中の療法の一部について、一定の施設要件を満たす医療機関において実施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚生労働省の外部の機関において行うこと等について検討する。	平成22年度 中に結論	厚生労働省	現行の先進医療制度の手続等の見直しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から平成23年5月まで8回にわたって議論が行われ、結論を得た(平成23年5月18日「医療保険における革新的な医療技術の取扱いに関する考え方について(先進医療制度の手続、評価、運用の見直し)」。)  (結論の概要) ○「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において医療上の必要性が高いとされた医薬品について、新たに、海外の実績等から一定の安全性等が確認されている抗がん剤については、開発企業の公募中等、長期間治験が見込まれない場合に、これに係る技術を先進医療の対象とする。 ○先進医療の対象技術の申請において、国内における実績を満たさない場合であっても、申請された個々の技術や医療機関の特性に応じて、先進医療の実施を認める。 ○現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会議における審査を一つの会議において行う。			△	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照
---	--------------	--	----------------	-------	---	--	--	---	---------------------	--------

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
②	再生医療の推進	臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得る。その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に入れた検討を進める。	平成22年度中に結論	厚生労働省	平成22年度の「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」において検討を行い、平成23年3月30日に、報告書(「再生・細胞医療に関する臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする制度的枠組みについて」)を取りまとめ、通知により周知を図った。	報告書に基づき、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始したところ。	△	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照
③	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消	未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲を明確化させることで臨床研究・治験を早期に実施する環境を整備する。具体的には、医師主導の臨床研究については、「臨床研究に用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方」(平成22年3月)が示されているが、開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究については、薬事法の適用範囲を明確にするQ&Aを作成し、周知する。	平成22年度中措置	厚生労働省	開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究等について、薬事法の適用範囲を明確化する「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について」に関する質疑応答集(Q&A)について」を策定し、平成23年3月31日付けで薬食監麻発0331第7号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知を発出し、関係者に周知した。		○	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照
		(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(平成22年4月27日)に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。	平成22年度中に結論		治験相談については、審査人員の増員によりその体制の整備のさらなる充実を図っているところ。また、従来、品目数を限定して試行的に実施していた事前評価相談制度について、平成23年度より、本格的に、可能な範囲で品目数を限定することなく実施をすることとした。さらに、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年度より開始することとした。	平成23年度より、可能な範囲で品目数を限定することなく事前評価制度を開始した。また、左記の薬事戦略相談を平成23年7月1日より開始したところ。さらに、平成24年度予算案(平成23年12月24日閣議決定)において、技術の進歩に対応する薬事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上したところ。	△		
		薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。	平成22年度中に結論		優れたシーズを実用化につなげることができるよう、ベンチャー・アカデミア等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年度より開始することとした。	左記の薬事戦略相談を平成23年7月1日より開始したところ。	○		
		他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッションエクス(人道的使用)の制度化について検討に着手する。	平成22年度検討開始		いわゆるコンパッションエクスについては、対象とする疾患の範囲や患者、医療関係者、製薬企業及び国の責任のあり方等、制度化に向けた課題の検討・整理を平成22年度より行っており、平成23年3月以降は、厚生科学審議会医薬品等制度改革検討部会において検討いただいていたところであるが、平成24年1月24日に同検討部会の報告書(「薬事法等制度改革についてのとりまとめ」)が公表されたところ。		△		
④	未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の明確化	未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の適正な在り方について検討し、結論を得る。	平成22年度中に結論	厚生労働省	製薬企業が行う医薬品適応外使用に係る情報提供等、未承認の情報提供については、厚生労働科学研究「医薬品適正使用のための学術情報提供に係る規制方策に関する研究」の研究報告を適正な未承認医薬品等に関する情報提供の基本的な在り方として活用するよう周知する等の対応をとった(平成22年10月8日付通知「医薬品適応外使用に係る学術情報提供の指針作成について(依頼)」及び平成22年12月22日付通知「未承認の医療機器に関する適正な情報提供について(依頼)」)。	左記研究報告を踏まえ、業界団体において、より明確化した指針が作成され、平成24年3月30日付で各都道府県に対して情報提供を行った(平成24年3月30日付通知「医薬品適応外使用に係る学術情報提供の指針について」及び同日付通知「未承認の医療機器に関する適正な情報提供の指針について」)。	○		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期							
⑤	レセプト等医療データの利活用促進(傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等)	レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう利活用のルールを決定し周知する。	平成22年度中措置	厚生労働省	レセプト情報等の提供に関する有識者会議(※)の検討を踏まえてとりまとめた第三者へのデータ提供についてのガイドラインを平成23年3月31日に策定し、厚生労働省ホームページにおいて周知している。 (※平成24年4月1日時点にて9回開催)	レセプト情報等の提供依頼について43件の申出があり、レセプト情報等の提供に関する有識者会議の審査を経て、提供依頼申出の承諾を正式に6件決定したところである。今後、平成23年度から平成24年度までを試行期間と位置づけていることから、この間における実績等を勘案した上で、レセプト情報等の提供に関する有識者会議において、ガイドラインで定められた提供範囲等について見直しを行う事を検討している。また、研究者の利便性を考慮し、安全性に十分配慮したサンプリングデータセットを、今後改善していくことを前提として試行的に提供することとし、併せてDPCデータの提供について、本有識者会議で検討することとしたところである。	△	○平成24年度まで試行期間と位置付けられており、試行期間中の実績を踏まえた見直しについて、引き続きフォローする必要がある。		
		次期診療報酬改定(平成24年4月)に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場を設け、「ICD10コード」の採用を含めてレセプト様式(DPCレセプト含む)の見直しを検討する。	平成23年度中に結論		「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえて、厚生労働省内で電子レセプトの様式変更について検討している。平成23年11月11日の中央社会保険医療協議会において、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとするについて改めて関係保険医療機関に周知することについて議論をし、了承を得たところ。これを受けて、平成23年12月22日に「電子除法処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関に係る各点数の算定日の記録について」(厚生労働省保険局医療課事務連絡)を发出し、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求することとなっている旨を改めて周知した。					△
⑥	ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導)	遠隔医療が認められ得べき要件及び処方せん等の発行にかかる考え方を明確化する。	遠隔医療が認められ得べき要件については平成22年度中措置、処方せん等の発行にかかる考え方については平成23年度中に結論	厚生労働省	「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」についての一部改正について(平成23年3月31日付 医政発0331第5号)の通知を发出し、遠隔診療が認められるべき要件を明確化した。これまで、処方箋の電子化については、その利点や問題点、解決すべき課題などにつき、平成20年7月に報告書「処方せんの電子化について」としてとりまとめた。その後、新たな情報通信技術戦略の工程表(シームレスな地域連携医療の実現)等に基づき、処方箋の電子化の考え方について平成23年度中に結論を得るため検討を行い、医療情報ネットワーク基盤検討会(3月22日開催)において、処方箋の電子化についての考え方をとりまとめた。	(平成23年3月31日付 医政発0331第5号)	○	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照	
		診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。	診療報酬改定のタイミングで随時		安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬の手当てについて診療報酬の改定に向けて検討をした。平成24年度診療報酬改定において、遠隔モニタリングによる、心臓ペースメーカー指導管理料の評価の引き上げを行ったところ。					△
		特定健診に基づく保健指導におけるICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。	平成23年度中に結論		厚生労働科学研究費補助金による研究(多様なニーズに対応するための新たな保健指導方法の開発に関する研究)により、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の効果を検証しているところであり、検証結果を踏まえ、平成24年度中早期に結論を得る予定。					△

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期							
⑦	救急患者の搬送・受入実態の見える化	救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。	平成22年度 検討開始	総務省、 厚生労働省	(総務省) ○平成23年12月末までに全都道府県において実施基準が策定された。 ○実施基準のフォローアップとして、平成23年12月から平成24年2月にかけて全都道府県を対象とした運用実態調査及びブロック別の勉強会を実施した。 ○調査結果及び勉強会の実施結果を分析し、消防機関が保有する救急搬送データと医療機関が保有する予後データの分析について、一部の団体において救急隊の活動記録票を活用して両データの突合・検証を実施し、救急隊の教育にも活用している例等を把握した。 ○消防庁として、都道府県における取組を促進させるべく、「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の運用に係る対応方針の策定等について(依頼)」(平成24年2月29日付消防庁救急企画室長通知)を发出し、調査結果等をフィードバックするとともに、次年度以降の各団体における対応方針の策定を依頼した。  (厚生労働省) 平成22年度厚生労働科学研究費補助金により、救急搬送データと医療情報であるDPCデータを突合する手法について研究をし、同研究において、一部の地域で試行的に実施したところである。 また、平成23年度予算において調査経費を計上し、消防法改正により都道府県に義務づけられた実施基準に基づいて受入れを行った医療機関等について、都道府県による実態調査を行った。また、平成24年度予算案においても同様の予算を計上しており、引き続き調査を行う予定	(総務省) ○平成24年4月1日現在、42都道府県において対応方針を策定済。	△	○厚生労働省において実施されている調査と、その結果の活用について、引き続きフォローする必要がある。	・救急搬送データとDPCデータを突合する手法の研究や都道府県による実態調査について、できる限り早期に工程表を作成し、公表する。	
⑧	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等 一医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等一	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人の他に、必要に応じて同行者にも発給の便宜を図る。	平成22年度 中措置	外務省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-17または別表2-15を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)					
		医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るなど、制度・運用を見直す。また、国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めるための制度改正を行う。	平成22年度 中検討、結論	厚生労働省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-25を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)					
		看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。	平成22年度 中検討、結論		※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-25を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)					

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑨	EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等)	看護師国家試験及び介護福祉士試験において使用されている難解な用語の取扱いについて、平易な日本語に置き換えても現場に混乱を来さないものについて用語の置き換えや漢字へのルビ記載ができないかなど、試験委員会において検討を行い、試験問題作成に反映。	平成22年度中措置	法務省、外務省、厚生労働省	(厚生労働省) 看護: 第100回看護師国家試験(平成23年2月20日実施)において、「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チームとりまとめ」(平成22年8月24日公表)に基づき、試験の質を担保した上で、日本語を母国語としない看護師候補者にとっても、わかりやすい文章となるよう問題作成し、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 第101回看護師国家試験(平成24年2月19日実施)においても、前年度に引き続き、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。  介護: 第23回介護福祉士国家試験(平成23年1月30日実施)において、介護福祉士国家試験委員会による検討の結果に基づき、利用者の安全確保や関係職種との連携に支障が生じないかを考慮した上で、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。第24回介護福祉士国家試験(平成24年1月29日実施)においても、前年度に引き続き、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。	(厚生労働省) 平成24年度の看護師国家試験・介護福祉士国家試験から、看護師候補者・介護福祉士候補者への特例として、試験時間の延長及び全ての漢字にふりがなを付与する方針を決定した。	△	○これまで措置されてきた看護師国家試験・介護福祉士試験における対応の効果を評価するためにも引き続きフォローする必要がある。	
		受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。	逐次検討	(法務省) EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、人の移動検討グループでの検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定により、平成20年及び平成21年に入国した候補者について、外交的配慮の観点から、特例的に再度の受験機会を得させるものとして、一定の条件の下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところ。  (厚生労働省) 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定)において、平成20年度及び平成21年度に来日した看護師・介護福祉士候補者については、一定の条件の下に、滞在期間の1年延長を認めることを決定したところ。 また、「経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」(平成23年6月20日人の移動に関する検討グループ決定)において、介護福祉士国家試験の複数回の受験機会の提供等については、介護福祉士制度やそれらの国家試験制度の根本的な変更を惹起するものであることから、その適否について、当該制度の趣旨や利用者等への影響、実現可能性等も踏まえつつ、検討を行うこととしている。		○今回の在留延長は暫定的な措置である。受験機会拡大を検討する際に現在の在留期間等を見直す必要性があり、引き続き検討内容をフォローする必要がある。			
		既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。	平成22年度中措置	(外務省及び厚生労働省) 平成23年来日した候補者については、訪日後6ヶ月間の研修に追加的に、既存予算を活用し、236名(フィリピン131名、インドネシア105名)を対象に、平成23年2月から3か月間、追加的に現地で訪日前日本語研修を実施した。平成24年来日予定の候補者については、国際交流基金の海外日本語教育拡充の一環として平成23年度予算を計上(4.5億円)し、インドネシアは6か月間、フィリピンは3か月間の研修を実施。ベトナムについても、訪日前12か月、訪日後2か月程度の研修を執行するため予算計上した上で、相手国との間で作業を進めている。また、インドネシアについては、看護実践能力強化プロジェクト(JICA)を本年7月を目途に立ち上げ、5大学を対象に協力を開始予定。  (厚生労働省) 看護: 平成22年度において、受入れ施設における日本語学習及び研修指導に対する経費の支援のほか、国家試験受験に向けた学習支援(eラーニング学習システムの提供、模擬試験及び集合研修の実施、日本語及び看護専門家の巡回訪問による対面での学習指導等)を実施した。平成23年度・平成24年度においても、引き続き、同様の支援を実施している。  介護: 日本語習得支援、集合研修、教材配布等を平成22年度予算で措置したほか、平成23年度予算においてはそれらに加え、受入れ施設における候補者の継続的な学習を支援するため、介護福祉士として必要な専門知識や技術等を学ぶ集合研修等を措置した。平成24年度においても、引き続き、候補者の国家試験合格に向けて、集合研修等を実施することとしている。	(外務省、厚生労働省) 各種措置の結果は来年度以降に示されるところ、成果を踏まえて、更なる改善措置に努める。	△	○これまで措置されてきた日本語習得を含めた学習支援事業についての効果を評価するためにも引き続きフォローする必要がある。		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑩	ワクチン政策の見直し	予防接種法の抜本的な見直しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方について検討する。	平成22年度 検討開始	厚生労働省	・厚生科学審議会予防接種部会(平成21年12月設置)において、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方等について、議論を行っている。 ※現在21回開催済み(直近では、平成24年3月29日に開催した。直近の第21回においては、「予防接種制度の見直しについて(第2次提言)」のたたき台案について議論を行った。) ・引き続き、予防接種部会において議論を深め、ワクチン政策の適切な推進を図る。		△	○議論がなされている最中であり、引き続きフォローする必要がある。(第1WG関連案件)	・予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方等、できる限り早期に予防接種法の抜本的な見直しを行う。
⑪	医行為の範囲の明確化(診療看護師資格の新設)	「特定看護師(仮称)」制度化に向けたモデル事業を早急に実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について並行して検討する。	平成22年度 中検討開始、 平成24年度 中に結論	厚生労働省	平成22年3月19日に「チーム医療の推進に関する検討会」において取りまとめられた報告書(「チーム医療の推進について」)を受けて、平成22年5月12日に「チーム医療推進会議」を設置し、特定看護師(仮称)の業務範囲や教育・研修の内容について検討を行っている。 平成23年度は、平成22年度に引き続き、養成現場における試行事業を実施するとともに、平成22年度の養成課程の修了者における業務の実施状況等について情報収集するための試行事業(平成23年度予算(元気な日本復活特別枠)「チーム医療実証事業」)も実施したところ。 今後、「チーム医療推進会議」における議論等を踏まえ、検討を進めてまいりたい。		△	○チーム医療実証事業(～平成24年3月末)の評価、検証を踏まえ、引き続きフォローする必要がある。	
⑫	医行為の範囲の明確化(介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等)	医療安全が確保されるような一定の条件下で特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を修得した介護職員に解禁する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な行為の拡大についても併せて検討する。	平成22年度 中検討・結論、 結論を得次第措置	厚生労働省	「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立を受けて、省令を改正し、たんの吸引等の業務を行う事業所の登録基準や、研修機関の登録基準を定めているところ。今後は、制度の施行(平成24年4月1日施行)に向けて、必要な準備を行ってまいりたい。 医療行為の範囲の拡大については、たんの吸引等の施行状況や関係者による議論等を踏まえながら、今後、検討をするべきであると考え。	・平成23年11月11日付で、喀痰吸引等の業務を行う事業所や研修機関の登録基準・手続等について、全都道府県宛に通知し、必要な準備を行った。 ・平成24年4月1日から、一定の研修を受けた介護職が喀痰吸引・経管栄養を実施することが可能になった。	○		
⑬	特別養護老人ホームへの民間参入拡大(運営主体規制の見直し)	特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。  また、特別養護老人ホームの運営について、利益追求・利益処分の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産の処分等の在り方に関連し、特別養護老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とする是非について検討する。	平成22年度 中検討・結論、 結論を踏まえ対応に着手  平成22年度 中検討開始	厚生労働省	平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、平成22年6月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえ、社会医療法人に限り特別養護老人ホームの設置を可能とする旨の条項が盛り込まれていたところであるが、国会修正により当該条項が削除された。		◇	○本件について厚生労働省は「○」を主張。 ○チーム医療実証事業(～平成24年3月末)の評価、検証を踏まえ、引き続きフォローする必要がある。	
							◇		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期							
⑭	介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃	参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)から、各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。	平成22年度 中検討・結 論、結論を得 次第措置	厚生労働 省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1ー2を参照。 (「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前 倒し)					
⑮	訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和(サービス提供責任者の配置基準)	平成21年4月からの基準緩和施行後の状況を検証するとともに、モデル事業の実施結果も踏まえて、IT活用状況や事務補助員等による支援によって管理可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定(平成24年4月)に向けて、サービス提供責任者の配置基準の緩和が可能かについて検討し、結論を得る。	平成23年度 中検討・結論	厚生労働 省、経済 産業省	(厚生労働省、経済産業省) 経済産業省予算において、介護サービスにおける、バックオフィス部分 (報酬請求事務、リソース管理)の効率化等について調査事業の結果等を 踏まえ、サービス提供責任者の基準の改正を行った。(指定居宅サービス 等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37 号)の一部改正を行った。平成24年4月1日施行)		○			
⑯	高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用	国内メーカーの開発動向、利用者のニーズ等を踏まえ、また、特区での実証実験結果を検証しつつ、対応の要否について検討を開始する。	平成22年度 検討開始	警察庁、 国土交通 省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3 日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。					
3. 農業分野										
①	農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和	改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。	平成23年度 中検討開始、 できる限り早 期に結論	農林水産 省	改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等を把握するための実態調査に着手し、現在調査結果の集計中である。また、調査結果の集計の結果、更に問題点を把握する必要がある場合は追加調査も検討する。		△	○重点フォローアップ項目 (別紙2参照)	・別紙2参照	
②	農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討>	地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産 省	市町村が農業振興地域の整備に関する法律施行規則(以下「農振法施行規則」という。)第4条の4第1項第27号の規定に基づき策定する計画については、農用地区域からの除外の厳格化を図る観点から ① 同計画に定める施設を農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限定すること ② 同計画に定める施設が農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証すること 等の新たな要件を、農振法施行規則の一部を改正する省令(平成21年12月15日施行)により定めたところである。 現在農林水産省において、市町村が行う定期的な検証に係る調査を実施しているところ。		△	○農林水産省における事例の検証について、引き続きフォローする必要が ある。		
③	農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)	優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。	平成23年度 中検討開始、 できる限り早 期に結論	農林水産 省	農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査に着手し、現在調査結果の集計中である。また、調査結果の集計の結果、更に問題点を把握する必要がある場合は追加調査も検討する。 なお、農業委員会の活動の実効性を上げる観点から、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)に基づき、各農業委員会に詳細な議事録の作製・公表、活動の点検評価、活動計画の策定・公表を行わせるとともに、その取組が徹底されるよう、「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について」(平成23年10月12日付け23経営第1970号農地政策課長通知)を发出し、各農業委員会の取組状況を確認した上で、その結果を平成24年度予算の配分に反映することとしている。		△	○重点フォローアップ項目 (別紙2参照)	・別紙2参照	
④	農地の賃借の許可の迅速化	意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、農作業のタイミングを逸しないよう、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する。	平成22年度 中措置	農林水産 省	「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)を平成22年12月に改正し、標準処理期間の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等農地法第3条の許可について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底した。	左記の通知を发出後、標準処理期間の公表状況や設定日数等についての調査を行い、取組が不十分な農業委員会に対して追加指導を実施した。その結果、平成22年6月末と平成23年7月末を比較して、標準処理期間の設定日数が約1日短縮(27.8日→27.1日)されるとともに、標準処理期間を公表している農業委員会数が349から1589に増加した。		○		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針							実施時期
⑤	農業協同組合等に対する 独占禁止法の適用除外 の見直し	独禁法のすべての適用除外について、公正取引委員会が検証する中で、農協等に対する独禁法の適用除外についても、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、公正取引委員会は農林水産省と連携して、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。なお、その際、連合会や1県1農協となるようなケースについても、同様に実態把握・検証を行う。	平成22年度 中検討・結論	公正取引 委員会、 農林水産 省	(公正取引委員会) 公正取引委員会は、農林水産省と連携して、農業協同組合等の農畜産物の販売事業及び生産資材の購買事業の取引実態についてヒアリングを行うなど、実態の把握と検証を実施した。その結果、農業者は依然として大企業に伍して競争し又は大企業と対等に取引を行うことのできる状況にはないこと、農業者や単位組合は農畜産物販売及び生産資材購入について自らの判断で取引先を選択できること、適用除外制度があるために規制できない農業協同組合等の問題行為は特段認められなかったこと等から、平成23年4月までに、当該検証の結果としては、適用除外制度を直ちに廃止する必要はないとの結論に至った。 ただし、農業分野において競争政策上の問題が生じないようにするため、農林水産省に対し、行政指導等により農業分野における事業者の公正かつ自由な競争を制限又は阻害すること等のないよう適正な対応を要請した。  (農林水産省) 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、農業の健全な発展が阻害されているおそれがないかという観点から、平成22年度中に実態の把握と検証を実施し、公正取引委員会は、農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外制度を直ちに廃止する必要はないとの結論に至っている。 また、農林水産省は、公正取引委員会からの指摘を受けて、「品目別生産コスト縮減戦略」を修正し、コスト縮減の取組としての農協系統の取扱商品の例示をより一般的なものとした。		◇	○本件について公正取引委員会、農林水産省とも「○」を主張。	
		現行でも独禁法の適用除外とはならない農業協同組合等による不正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。	逐次実施	(公正取引委員会) 公正取引委員会は、従来から、農業協同組合等による独占禁止法違反行為に適切かつ迅速に対処しているところである。平成22年7月14日には、農業協同組合の組合員で構成される生産出荷組合に対して、独占禁止法第8条第4号(平成22年改正前の第8条第1項第4号)に違反するおそれがあるものとして警告を行った。 また、従来から、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」に係る説明会等を開催するなどして、農業協同組合等による不正な取引方法などの未然防止のための説明等を行っているところ、前記事件等を踏まえ、委員や幹部職員による全国各地における有識者との懇談会での説明を行っているほか、農業分野における独占禁止法遵守徹底のための関係者への講演・適切な対応要請(農林水産省との連携による「平成23年度農協指導・一斉調査担当者会議」(平成23年8月10日)、各地方農政局ブロック会議(平成23年10月17日以降計8件)及び「平成24年度農協指導・一斉調査担当者会議」(平成24年4月26日予定)並びに商系事業者団体への説明(10月5日以降計11件)を行うなどの啓発普及措置を講じている。  (農林水産省) 農林水産省は、公正取引委員会と連携して、地方農政局及び都道府県並びに農協系統組織に対し、農業分野における独占禁止法上及び競争政策上の留意事項の周知徹底を図るとともに、行政指導等により農業分野における事業者の公正な競争を制限又は阻害すること等のないよう適正な対応を要請することにより、啓発普及措置を講じている(「平成23年度都道府県農協指導担当者会議」(平成23年8月10日)、各地方農政局ブロック会議(平成23年10月～11月計8か所)及び「平成24年度都道府県農協指導担当者会議」(平成24年4月26日予定)。		△	○農業協同組合等による不正な取引方法の未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合の対応について、引き続きフォローする必要がある。		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期							
⑥	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。	平成22年度中検討・結論	金融庁、農林水産省	(金融庁、農林水産省)金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための「農業協同組合法で定める要請検査の実施に係る基準・指針」を策定し、公表した(平成23年5月13日)。また、金融庁(財務局)の検査体制の整備に関しては、当該検査に対応するため平成23年度に財務局定員が増員された。農林水産省においても、金融庁及び都道府県と連携して検査を行うため平成23年度に検査官が増員された。平成23年度より、同基準・指針に基づき、金融庁の検査ノウハウも活用しつつ、貯金者保護及び組織の適正なガバナンス確保の観点から、農協検査の実効性を高めた。		○	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照	
		併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。	平成22年度中措置	(金融庁、農林水産省)農林水産省は、全国農業協同組合中央会が平成20年12月に策定・公表した「行動計画」に即した取組が確実に実施されるよう指導を行っている。その結果、平成22年度中に措置することとしていた公認会計士の増員(5人→10人)、連合会の監査に係る全国本部での専門チームの設置は、平成22年8月に措置済である。	(金融庁、農林水産省)平成23年度については、行動計画に沿って公認会計士を15人まで増員しているところ(平成24年4月1日現在)。行動計画は平成24年度末までに公認会計士を30人へと増員し、農協監査への公認会計士帯同を大幅に拡大することとしており、これを着実に推進することとしている。		△	○重点フォローアップ項目(別紙2参照) ○本件について農林水産省は「○」を主張。		
⑦	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	組合員資格の確認を行い、確認時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を図る。	1年に1回以上実施	農林水産省	農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公布)し、業務報告書に「組合員資格確認日」と「組合員資格確認方法」の欄を追加した。また、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」を策定し、1年に1回以上組合員資格を定期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続等を行うことを求めるなど監督手法を規定した。	省令改正と指針策定により対応し、平成23年8月10日に開催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農協中央会等の担当者に対しても周知した。国が対処すべき、1年に1回以上組合員資格を確認することを求める旨の監督指針改正を了しており、今後、仮に違反する農協があれば、これを監督する都道府県知事により是正する仕組みが構築されている。		○		
		土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。	逐次実施	農林水産省	農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公布)し、業務報告書に「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第32条第1項に基づく特例措置の適用状況」の欄を追加した。また、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」を策定し、定款に上記特例措置の規定を置くことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証することを求める旨を規定した。	省令改正と指針策定により対応し、平成23年8月10日に開催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農協中央会等の担当者に対しても周知した。		△	○農林水産省における検証について、引き続きフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑧	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項)	農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項を廃止の方向で見直す。	平成22年度 中検討・結論	農林水産省	廃止の方針を決定済であるが、法律改正事項であることから、改正の時期等を検討している。 なお、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」において、「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえ、地区重複農協設立の認可に際しては「あくまで最終的な判断は行政庁が下すことに留意する必要がある」旨を規定した。		△	○「農協中央会協議」条項の廃止の方針について、できるだけ早期に法律改正案を国会に提出すべきである。	・「農協中央会協議」条項の廃止について、できるだけ早期に法律改正案を国会に提出する。
⑨	農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止	政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。	平成22年度 中措置	農林水産省	農業共済組合連合会及び農業共済組合を所管する都道府県に対し、平成22年1月に「農業共済団体における政治的中立性の確保について」(平成22年1月15日付け21経営第5390号経営局長通知)を发出しており、同通知の趣旨が徹底されるよう国主催の会議(平成22年4月15日、平成23年5月20日)等を通じて、農業共済団体を指導している。 また、全国土地改良事業団体連合会に対し、平成22年1月15日に「土地改良区等における政治的中立性の確保について」(平成22年1月15日付け21農振第1733号農林水産省農村振興局長通知)の通知を发出し、同連合会に適切な対応を求めるとともに、会員たる都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区等に同通知を周知したところ。	土地改良区に対して同通知の趣旨が徹底されるよう地方農政局を通じて、土地改良区等を指導する都道府県に、平成22年1月下旬に文書を发出するとともに、国主催の会議(平成22年5月18日から6月11日にかけて開催)において周知したところ。	○		
⑩	農業共済の見直し(コメ・麦に係る強制加入制の見直し)	保険母集団を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択肢を拡大する観点等の要請も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。	戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	農業共済制度については、平成22年度予算編成の際に行われた4大臣合意において、戸別所得補償制度の本格実施に併せて、共済制度のあり方を抜本的に見直すこととされており、戸別所得補償制度の法制化を前提として、検討を行うこととしている。		△	○戸別所得補償制度の法制化時に、閣議決定事項が履行されるかについて、農林水産省の対応をフォローする必要がある。	
⑪	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(告示の改正)	家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ふん、食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を得る。	平成22年度 中目途に結論	農林水産省	たい肥(牛ふん、豚ふん、食品残渣)を化成肥料の原料として使用する際の安全性について、「食品健康影響評価について(回答)」(平成23年5月12日付け府食第380号)において食品安全委員会から「食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する」と示され、適切に施用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると結論づけられたところ。現在、告示の改正に向け、所要の処理を行っている。		△	○「公定規格の見直し」について結論は出しており、速やかに告示改正を行うべきである。	・たい肥(牛ふん、豚ふん、食品残渣)を化成肥料の原料に加える普通肥料の公定規格の見直しについて、できるだけ早期に告示改正を行う。
⑫	市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)	市街化調整区域の直売所の面積用途制限について、開発審査会ごとの市街化調整区域内の直売所の取り扱い状況、成功事例などを調査する。また、開発許可制度の運用について、農業振興及び市街化の抑制を両立させる観点から、必要な考え方を示したガイドラインの作成に着手する。	平成22年度 中着手	国土交通省	ガイドラインとして「市街化調整区域における農産物直売所の開発行為に係る開発許可の取扱いについて(技術的助言)」(平成23年5月25日付け国都開第3号)を各開発許可権者あてに发出し、国の考え方(技術的助言)と、各開発許可権者の運用状況を示した。		○		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
⑬	農地法の規制緩和について<農業振興目的(体験型農業施設駐車場等)での転用規制の緩和>	農林水産省は、昨年12月に施行された改正農地法の施行状況等を勘案し、農業振興及び農地の保全を両立させる観点から、農業振興目的での農地転用について不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産省	「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第4の8の(1)の規定に基づき、都道府県知事等が行う2ヘクタール以下の農地転用許可事務の実態について、国の担当者が各都道府県に出向き、農地転用許可に係る決裁書類を閲覧する調査方法により、平成22年度から平成23年度にかけて調査を実施し、体験型農業施設駐車場に係る不適切な事例は認められなかった。		○		
⑭	畜産の新規事業実施について<地元との協力の要件の明確化>	畜産(養豚所等)の新規事業を立ち上げる際の補助事業(強い農業づくり交付金)について、強い農業づくり交付金実施要領に事業採択を行う都道府県知事や市町村長など地域を所管する行政当局と事業の実施者が周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整することに関する規定を追加し手続きの明確化を図る。	平成23年度 中措置	農林水産省	強い農業づくり交付金実施要領の平成23年度予算に係る改正において、左記の対処方針で示された手続きを明確にしたところであり、その旨を都道府県に対して周知するよう、地方農政局等に指示したところ。「強い農業づくり交付金実施要領の制定について」平成17年4月1日付け16生産第8262号大臣官房国際部長・総合食料局長・生産局長・経営局長通知(平成23年4月1日改正)	本措置については、都道府県に対して、平成23年度の実施に当たり周知を図ったところであるが、毎年度周知に努めていく。	○		
⑮	食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)	食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。	平成22年度 検討開始	消費者庁	食用植物油の原料原産地の義務化に関する検討のため、その原材料の主要産地や輸入量等の流通状況について消費者委員会食品表示部会に報告を行った(平成22年7月21日)。原料原産地表示全体については、消費者庁の食品表示一元化検討会の中で、消費者・学識経験者・事業者の委員によって、義務化の是非について議論しているところ。		△	○消費者委員会食品表示部会において、食用油における議論がなされたが、「原料の産地が品質に大きく反映されているか、整理すべきではないか」との論点が見られた。○結論を得る時期が決まっていない。	・消費者庁の食品表示一元化検討会における原料原産地表示全体に関する検討結果を踏まえ、食用油の原料原産地表示の義務化についてできる限り早期に結論を得る。
⑯	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について<一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。	平成22年度 検討開始・できる限り早期に結論	消費者庁、農林水産省	(消費者庁) 平成22年10月から玄米及び精米品質表示基準の見直しを開始し、平成23年7月1日に農産物検査の有無にかかわらず都道府県名等の産地表示ができるよう玄米及び精米品質表示基準を改正した。産年・品種については、農産物検査法に基づく証明書以外の証明方法に関する手法について関係者等の意見聴取を実施し、消費者委員会食品表示部会に報告(平成24年2月20日、3月28日)するなど、引き続き検討を行っている。		△	○消費者委員会食品表示部会において、米の「産年・品種」についての議論はなされており、推移を見守っているところ。	・消費者委員会食品表示部会における検討結果を踏まえ、産年・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の証明方法に関する手法について、できる限り早期に結論を得る。
		登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。	平成22年度 上期措置	(農林水産省)	平成22年8月5日に、登録検査機関を適切に指導・監督するよう地方農政局長宛てに「農産物検査の公正かつ円滑な検査の実施について」(平成22年8月5日付け22総食第423号総合食料局長通知)を発出した。例年、米検査の前までに、登録検査機関への検査指導の一環として、地方農政局担当課長等宛てに通知している「平成23年米穀の検査指導留意事項について」(平成23年8月8日付け事務連絡)に、当該内容について盛り込むことで周知徹底を図っている。	(農林水産省) 従来より登録検査機関に対する監査において、検査請求に対し遅滞なく農産物検査が行われているか確認し、不適正な事項があれば是正措置等を行うこととなっており、引き続き、検査前の指導等を通じた周知徹底と併せ、監査における確認を行っていくこととする。	○		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期							
4. その他分野										
(物流)										
①	輸出通関における保税搬入原則の見直し	貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。 関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう検討する。 保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、一層の迅速通関につながるよう、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	平成22年度 検討・結論	財務省	※「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」別表1-22または別表2-26を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒し等)					
②	内航海運暫定措置事業の廃止	国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。	平成22年度 開始	国土交通省	平成22年11月より内航海運暫定措置事業の早期解消に向けて代替建造の促進を図るため「内航海運代替建造対策検討会」において検討を実施し、平成23年3月31日に「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」を取りまとめて公表した。これを受けて、現在、同事業の早期解消に資する代替建造促進策など「施策の方向性」に盛り込まれた施策の具体的取り組みを進めているところ。内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画については、平成22年度末、平成23年度末にそれぞれ作成・公表した。		○			
		また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。	平成22年度 検討・結論							△
③	外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国の外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析、検証し、我が国の同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成22年度 検討	国土交通省	公正取引委員会と協議した結果、以下のとおり結論を得た。  左記の視点を分析、検証した結果、わが国の外航海運に関する独占禁止法適用除外制度は維持する。 なお、国土交通省は、同制度に係る今後の諸外国の動き、荷主の利益、日本経済への影響等を踏まえ、同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、平成27年度に再度検討を行う。(平成23年6月17日国土交通省ホームページ上に公表)	同盟・協定と荷主との間で、双方に有益で効果的な対話・協議が実施されるよう環境を整備するため、オープン参加方式の「コンテナ貿易フォーラム」を開催(毎年1回程度の開催を予定しており、平成23年は12月20日に開催し、平成24年は関係者と調整の上、開催する予定)。同制度の適切な運用を促進。	△	○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○平成27年度に予定している再検討までフォローする必要がある。		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制改革事項	対処方針							実施時期
(金融)									
①	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大	特定融資枠契約(コミットメントライン)に関する借り手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性(事業者・規模等)別に当該借り手側を代表する団体及び借り手側の業種等を所管する省庁からヒアリング等を実施するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。	平成22年度 調査・検討・ 結論	金融庁、 法務省	(金融庁、法務省) コミットメントラインの借主の範囲を大会社等以外にも拡大する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(平成23年5月17日)・公布(平成23年5月25日)。 平成24年4月1日施行。				○
②	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化)	「新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。 ①いわゆるNPOバンクが行う生活困窮者向けの貸付け及び特定非営利活動(特定非営利活動促進法第二条第一項)として行われる貸付けについては、一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の適用除外とする。 ②一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。	平成22年度 措置	金融庁	「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第32号)において、 ①一定の要件を満たす貸付けを行う者として届出をしたNPOバンクの当該貸付けについては、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除、総量規制の適用を除外 ②一定の要件を満たすNPOバンクについて、代替的な体制整備を要件として、初回の登録については、貸付業務経験者確保義務を免除 (平成22年6月18日施行)				○
③	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和)	一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。	平成22年度 措置	厚生労働省	平成22年5月21日付けで省令(消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令)を改正し、一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和した。				○
④	金融商品取引法による四半期報告の簡素化	四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成22年度 検討・結論	金融庁	四半期キャッシュ・フロー計算書を第2四半期のみ義務化し、第1・3四半期は任意とする等の簡素化のため、四半期連結財務諸表規則等を改正(平成23年3月31日施行)。(企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成23年3月25日に四半期財務諸表に関する会計基準等を改正)				○
(その他)									
①	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	容量1万kl以上の新法タンクについて、連続板厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。	平成22年度 中検討・結論	総務省	「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第13号)により、連続板厚測定を実施したタンクの開放検査周期の延長について制度化した。 (平成23年4月1日施行)	○			○
		また、その成果を踏まえ、専門的知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安検査の開放周期の在り方について総合的に検討する。	平成22年度 中検討開始		平成22年度に実施した「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」において、旧法タンクの保安検査周期の課題について議論されたところ。(平成22年12月) さらに、「旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に係る調査検討会」を平成23年9月13日に発足し、旧法タンクの保安検査周期の課題のうち、基礎地盤の堅固さについて調査検討を行い、中間報告書を公表したところ。(平成24年3月)				

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期						
②	PFIの拡大に向けた制度改善	PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、PFI制度の中に、多段階選抜・競争的対話を明確に位置付けることについて、PFI法の法改正を含め検討し、結論を得る。	平成22年度 検討・結論	内閣府	多段階選抜・競争的対話方式については、平成22年度から検討を開始したが、改正法や会計制度との整合性を図りつつ、公共工事の入札制度の改善の取組と歩調をあわせ、運用につき検討を進めている。	平成23年11月30日のPFI法改正法全面施行、及び、平成24年3月27日に閣議決定されたPFI基本方針に合わせた検討を進めているところ。	△	○多段階選抜・競争的対話方式は、ガイドラインで示されるのか。 ○結論の期限がない。	・PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、できる限り早期にPFI制度の中(PFI実務を概説するガイドライン等)に、多段階選抜・競争的対話方式を反映する。
③	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとしている。現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度の導入について検討し、結論を得る。	平成22年度 中検討・結論	法務省、 厚生労働省	(法務省) 高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することについて、平成23年末に関係省庁間で結論を得た。これを踏まえ、法務省令及び告示等を平成24年3月30日付けで制定・公布した(平成24年5月7日施行予定)。(報道発表資料: <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00023.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00023.html</a> )  (厚生労働省) 高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することについて、当省を含む関係省庁間で結論を得、これを踏まえ、法務省において法務省令及び告示を平成24年3月30日付けで制定・公布したところ。(平成24年5月7日施行予定)(報道発表資料: <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00023.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00023.html</a> )		○		
		また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない高度外国人材についても、ポイント制を活用することなどにより要件を見直し、就業可能な在留資格が付与できる制度の導入について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ検討し、結論を得る。	平成22年度 検討開始・平成23年度中 結論		(法務省) 経済産業省及び関係団体から、いわゆる外国人クリエーター受入れについての実情や要望を聴取し、検討を行ったところ、現段階で具体的な要望がある事項については、現行の基準で受け入れられるものであり、特段の制度改革を要しないことが判明したが、より詳細な調査が必要である。今後、経済産業省等から外国人クリエーター受入れについて具体的な要望・提案がなされれば、適宜検討を行うこととしたい。  (厚生労働省) 法務省が中心となり、経済産業省及び関係団体から、いわゆる外国人クリエーター受入れについての実情や要望を聴取し、検討を行ったところ、現段階で要望がある事項については、現行の基準で受け入れられるものであり、特段の制度改革を要しないことが判明した。	(法務省) いわゆる外国人クリエーター以外に現行の基準に該当しない専門・技術人材について要望があった場合には、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、随時関係省庁等からニーズ等を聴取しながら検討を進めている。	○		